

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三田市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県三田市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法、地方税法、三田市国民健康保険条例及び三田市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険に加入する被保険者の資格管理、医療給付の支給、保険税の賦課徴収等を行う事務である。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">○被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務○被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務○保険給付の支給に関する事務○一部負担金に係る措置に関する事務○一時差止めに関する事務○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 国民健康保険システム2. 宛名(行政基本)システム3. 収納管理システム4. 団体内統合利用番号連携システム5. 中間サーバー6. 国保総合システム7. 国保情報集約システム8. 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第9条及び別表第一の16、30の項・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 (情報照会の根拠) 20,25,26条 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	三田市 福祉共生部 国保医療課	
②所属長の役職名	三田市 福祉共生部 国保医療課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	兵庫県三田市三輪2丁目1番1号 三田市 経営管理部 総務課 079-559-5031	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	三田市 福祉共生部 国保医療課 079-559-5049	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	I 1. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名(行政基本)システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合利用番号連携システム 5. 中間サーバー	1. 国民健康保険システム 2. 宛名(行政基本)システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合利用番号連携システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システム 7. 国保情報集約システム	事前	
平成31年4月26日	IV リスク対策	なし	新規作成	事後	
令和2年3月30日	I 1. ②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、三田市国民健康保険条例及び三田市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険に加入する被保険者の資格管理、医療給付の支給、保険税の賦課徴収等を行う事務である。 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ○被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ○被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ○保険給付の支給に関する事務 ○一部負担金に係る措置に関する事務 ○一時差止めに関する事務	国民健康保険法、地方税法、三田市国民健康保険条例及び三田市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険に加入する被保険者の資格管理、医療給付の支給、保険税の賦課徴収等を行う事務である。 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ○被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ○被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ○保険給付の支給に関する事務 ○一部負担金に係る措置に関する事務 ○一時差止めに関する事務 ○オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和2年3月30日	I 1. ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 宛名(行政基本)システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合利用番号連携システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システム 7. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 宛名(行政基本)システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合利用番号連携システム 5. 中間サーバー 6. 国保総合システム 7. 国保情報集約システム 8. 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和2年3月30日	I 3. 個人番号の利用	・番号法第9条及び別表第一の16、30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	・番号利用法第9条及び別表第一の16、30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月30日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠)27,42,43,44,45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(情報提供の根拠)1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 (情報照会の根拠)20,25,26条	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠)27,42,43,44,45の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(情報提供の根拠)1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条 (情報照会の根拠)20,25,26条 ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月30日	II 1. 対象人数	平成27年6月30日 時点	令和2年2月29日 時点	事後	
令和2年3月30日	II 2. 取扱者数	平成27年6月30日 時点	令和2年2月29日 時点	事後	
令和2年4月9日	II 1. 対象人数	令和2年2月29日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	再実施
令和2年4月9日	II 2. 取扱者数	令和2年2月29日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項</p> <p>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条</p> <p>(情報照会の根拠) 20,25,26条</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,17,22,26,27,30,33,39,42,43,46,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 27,42,43,44,45の項</p> <p>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46,49,53条</p> <p>(情報照会の根拠) 20,25,26条</p> <p>・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	法令改正に伴う変更